

令和3年4月1日より 時間外特別徴収金のご負担について のお知らせ

当院は、北多摩西部二次医療圏の3次救急医療機関として24時間体制で救急患者さんの受入を行っています。

高度な専門的医療を必要とする患者さんや一刻を争う入院患者さんの診療に専念する目的から、通常の診療費とは別に

8,800円（税込み） をお支払い頂くこととなりました。

但し、緊急又はやむを得ないと認められる下記に該当する場合は対象外となります。

何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

【対象時間】

- 月～金曜日：17：15～翌日8：30
- 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）：終日

【免除となる場合】

- 救急車で来院された方
- 受診後、そのまま入院となった方
- 生活保護法の医療扶助の対象となっている方
- 特定の疾患や障害などで各種公費負担を受給されている方
（高齢、乳幼児、ひとり親家庭等 医療受給者証は含みません）
- 労働災害、公務災害の方
- 自由診療の方
- 自費診療の方

独立行政法人国立病院機構
災害医療センター院長